

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		軽費老人ホームに係る社会福祉事業変更許可
根拠条例・規則名		社会福祉法 (さいたま市老人福祉法施行細則 第 29 条第 2 項)
条 項		第 63 条第 2 項
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 介護保険課 (電話 : 048-829-1265)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さいたま市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 (平成 24 年 12 月 27 日 条例第 57 号)</li> <li>【主な基準】</li> <li>・人員に関する基準 (必要な職員及び職員数など)</li> <li>・設備に関する基準 (必要な部屋、面積など)</li> <li>・運営に関する基準 (サービスの内容等の運営上の基準など)</li> </ul>
	設定等年月日	平成 1 5 年 4 月 1 日設定 平成 2 5 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	申請実績が無く、あらかじめ審査基準等を設定することが困難である
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		